

# 平成23年度 只見町一般廃棄物処理実施計画

## I 基本的事項

### 1 目的

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条に基づき、西部環境衛生組合で定めるもののほか一般廃棄物の処理の実施のために必要な各年度の事業について定めるものとする。

### 2 計画期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

### 3 計画対象区域

只見町全域

### 4 計画区域内人口、世帯数（平成22年3月31日現在）

(1) 人口	5,091人
① 水洗化・生活雑排水処理人口	4,842人
ア 浄化槽	1,183人
イ 集落排水処理施設	3,659人
② みなし浄化槽	150人
③ 非水洗化人口	99人
(2) 世帯数	1,978世帯

## II ごみ処理実施計画

### 1 一般廃棄物の排出量の見込み

(1) 粗大ごみ	25t
(2) 浄化槽汚泥	3,384kℓ

### 2 一般廃棄物の処理主体

種類	収集・運搬	中間処理
粗大ごみ	町（委託）	田島下郷町衛生組合
		西部環境衛生組合
		（有）薫榮
集落排水処理施設から排出される浄化槽汚泥	西部環境衛生組合（朝日地区を除く）	町（再資源化）

### 3 収集・運搬計画

#### (1) 収集方法及び回数

① 粗大ごみ	集落の協力による拠点回収方式（無料）	年1回（6月）
② 浄化槽汚泥	集落排水処理施設毎に収集	月1～3回

(2) 収集・運搬する一般廃棄物の運搬先

種 類		施 設 名	運 搬 量
粗大ごみ	粗大ごみ	田島下郷町衛生組合 東部クリーンセンター	10 t
	燃えるごみ	西部環境衛生組合 西部環境衛生センター	1 t
	木くず類	(有) 薫榮	5 t
	金 属 類	資源ごみ処理業者へ	9 t
集落排水処理施設から 排出される浄化槽汚泥		只見町資源リサイクルセンター	1, 397 kℓ

4 再資源化計画

浄化槽汚泥からコンポスト肥料の生産

- ・ 施設名 只見町資源リサイクルセンター
- ・ 処理量 3, 384 kℓ
- ・ 生産量 年4, 000袋 / 15 kg

5 広域認定制度などに基づく廃棄物の回収

- ・ 自動車（二輪車）、タイヤ、バッテリー、携帯電話・PHSの本体、電池及び充電器については、販売店等で回収してもらうよう指導する。
- ・ 使用済みのインクカートリッジ及び小型充電式電池は、協力店に設置してある回収箱へ入れるよう指導する。
- ・ FRP船については、FRP船リサイクルセンターで回収してもらうよう指導する。
- ・ 在宅医療廃棄物のうち、鋭利なもの（医療用注射針・点滴針）については医療機関等で処分し、その他のものについては一般ごみと同様に処分する。

6 ゴミステーションの設置、維持・管理

- (1) 設置の必要がある箇所について、予算の範囲内で一定額を助成する
- (2) 維持管理は、各集落が主体となっていく
- (3) 集落との委託契約により、リサイクル協力員を設置して、資源ごみの分別収集の徹底を図る

7 不法投棄対策

- (1) 集落との委託契約により、不法投棄監視員を設置して、パトロール活動などを実施して早期発見に努める
- (2) 県と協力し、「地域ぐるみ監視体制支援事業」への取り組み
- (3) ホームページ・広報紙などによる町民への周知

### Ⅲ 生活排水処理実施計画

#### 1 浄化槽

##### (1) 浄化槽設置整備事業

- ・ 設置予定基数 10基 (5～10人槽)

##### (2) 浄化槽教室の開催

##### (3) 法定検査の受検勧奨の実施

##### (4) 浄化槽設置台帳の整理・更新

#### 2 集落排水処理施設

(1) 梁取地区農業集落排水処理施設	72.9 m <sup>3</sup> /日
(2) 朝日地区浄化センター	694.0 m <sup>3</sup> /日
(3) 八木沢・蒲生地区汚水処理場	132.0 m <sup>3</sup> /日
(4) 明和地区浄化センター	399.0 m <sup>3</sup> /日
(5) 只見地区浄化センター	964.0 m <sup>3</sup> /日